

【専門部会での主なご意見(令和元年9月13日開催)】

- ・太陽光発電施設が設置されている周辺へ新たに設置される場合は、景観上総量規制や何らかの規制を図るべきである。
- ・景観上、安全上など、改善策のチェックポイント(対応策、イラストや事業者側の努力など)を当事者間で活用できるようなツールを行政側で作成する。
- ・事業者が選定した場所は優良な設置場所であり、そのような場所を事前に市民出資型の太陽光発電施設を設置するように行政側が誘導する。
- ・市民出資型であれば、地域で景観・安全・維持管理など考慮し設置することになるので、条例など規制をすることなく、現行法令等の遵守により合意形成が図れる。
- ・住民説明会の実施で設置できてしまうと住民は不本意であるため、地元の合意が得られたら設置できるような明確なルールを設ける必要がある。